明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学三）　一

〔告　示〕

○夕張市財政再生計画の変更の同意（総務二六七）　五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（外務三四二）　九

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（財務二三九）　一五

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（経済産業一六六）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、平成二十一年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、生命保険契約者保護機構平成二十一年度決算、阪神高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、意見招請、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　九三

会社その他

会社決算公告　一〇〇

会社決算公告　一〇四

府令・省令

○内閣府総務省令第三号
文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年七月十六日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。